

○仙台市補助金等交付規則

昭和五五年三月三十一日

仙台市規則第三〇号

改正 平成七年三月規則第二二号

平成一六年三月規則第五〇号

平成一七年三月規則第四二号

平成二四年三月規則第一七号

平成三一年三月規則第四三号

令和四年三月規則第二二号

(目的)

第一条 この規則は、法令、条例又は他の規則に定めるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 補助金等 本市が交付する補助金、利子補給金その他の本市が相当の反対給付を受けない給付金（市長が指定するものを除く。）をいう。
- 二 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 三 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

(通則)

第二条の二 市長は、公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対して、予算の範囲内において、その施行に必要な経費の全部又は一部について補助金等を交付することができる。

- 2 市長は、補助金等が市税等を財源とすることに特に留意し、それに係る予算を補助金等の交付の目的に従って公正かつ効果的に執行しなければならない。
- 3 補助事業者等は、補助金等が市税等を財源とすることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行わなければならない。

(平一七、三・追加)

(交付の申請)

第三条 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等の交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、市長にその定める期日までに提出しなければならない。

- 一 補助事業等の目的、内容等を記載した書類
 - 二 補助事業等の経費の内訳等を記載した書類
 - 三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項第一号及び第二号に掲げる書類のうち補助事業等の内容により必要がないと認めるものについては、これを省略させることができる。

(交付の決定)

第四条 市長は、前条の規定による補助金等の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の書類等の審査及び現地調査等の結果により、補助金等を交付することが不相当と認めるときは、速やかに交付しない旨の決定（以下「不交付の決定」という。）をするものとする。
- 3 市長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定又は不交付の決定までに通常要すべき標準的な期間を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 市長は、補助金等を交付するに当たって、受益と負担の適正化、市民負担の公平性の確保及び補助金等の交付の目的の達成のために、補助事業者等に市税の滞納がないこと等の必要な要件を定めることができる。

(平一七、三・令四、三・改正)

(交付の条件)

第五条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をするときは、市長に申請し、その承認を受けるべきこと
 - 二 補助事業等を中止し、又は廃止するときは、市長に申請し、その承認を受けるべきこと
 - 三 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けるべきこと
- 2 市長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、前項に掲げるもののほか、必要な条件を付すことができる。

(平一七、三・全改)

(決定の通知)

第六条 市長は、補助金等の交付の決定又は不交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(平一七、三・改正)

(申請の取下げ)

第七条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第八条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 第六条の規定は、前項の規定による取消し又は変更をした場合について準用する。

(平一七、三・改正)

(補助事業等の遂行)

第九条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。いやしくも補助金等の他の用途への使用をしてはならない。

(平一七、三・改正)

(状況報告)

第九条の二 市長は、補助事業者等に対し、その定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求めることができる。

(平一七、三・追加)

(補助事業等の遂行等の指示)

第十条 市長は、前条の報告等により、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者等に対し、これ

らに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示することができる。

- 2 市長は、補助事業者等が前項の指示に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を指示することができる。

(平一七、三・令四、三・改正)

(補助事業等の内容の変更等による決定の取消し等)

第十一条 市長は、第五条第一項第一号若しくは第二号の承認又は同項第三号の指示をしたときは、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

- 2 第六条の規定は、前項の規定による取消し又は変更をした場合について準用する。

(平一七、三・全改)

(実績報告)

第十二条 補助事業者等は、補助事業等を完了し、中止し、又は廃止したときは、速やかに補助事業等の成果を記載した実績報告書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。補助金等に係る会計年度が終了したときも、同様とする。

- 2 補助事業者等は、補助事業等の完了後に当該補助事業等について第三条の規定による補助金等の交付の申請をしたときは、前項の規定にかかわらず、同項の実績報告書の提出を要しない。

(平三一、三・改正)

(補助金等の額の確定等)

第十三条 市長は、前条第一項の規定による補助事業等の成果の報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(平一七、三・平三一、三・改正)

(是正のための措置)

第十四条 市長は、第十二条第一項の規定による補助事業等の成果の報告を受けた場合において、当該補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に指示することができる。

- 2 第十二条第一項の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業等について準用する。

(平一七、三・平三一、三・令四、三・改正)

(補助金等の交付)

第十五条 市長は、第十三条の規定により補助金等の額を確定した後に補助金等を交付するものとする。ただし、市長は、補助事業等の遂行上必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第十二条第二項に定めるときは、第四条第一項の交付の決定の後に補助金等を交付するものとする。

(平三一、三・改正)

(決定の取消し)

第十六条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき
- 二 補助金等を他の用途に使用したとき
- 三 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この規則又はこれに基づき市長が行った指示に違反したとき

2 前項の規定は、第十三条の規定により補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第六条の規定は、第一項の規定の取消しをした場合について準用する。

(平一七、三・令四、三・改正)

(補助金等の返還)

第十七条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(令四、三・改正)

(加算金及び遅延損害金)

第十八条 補助事業者等は、前条の規定により補助金等の返還の請求を受けた場合は、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還の請求を受けた補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納の補助金等の額を控除した額)につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三

年法律第七十九号。以下「法」という。)第十九条第一項に規定する割合を乗じて計算した金額に相当する加算金を納付しなければならない。この場合において、補助金等が二回以上に分けて交付されたときは、返還の請求を受けた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還の請求を受けた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還の請求を受けた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 補助事業者等は、補助金等の返還の請求を受けた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納の補助金等の額を控除した額)につき、法第十九条第二項に規定する割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を納付しなければならない。

(平一六、三・追加、令四、三・改正)

(理由の提示)

第十九条 市長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の指示又は補助事業等の是正のための措置の指示をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(平七、三・追加、平一六、三・旧第十八条繰下、令四、三・改正)

(財産の処分の制限)

第二十条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)別表第一から別表第六までに定める耐用年数を経過した場合その他市長が特に必要と認める場合についてはこの限りではない。

一 不動産及びその従物

二 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

三 その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めるもの

2 市長は、前項に規定する財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額の返還を補助事業者等に請求することができる。

(平一六、三・追加、平一七、三・平二四、三・令四、三・改正)

(立入検査等)

第二十一条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者等から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書（別記様式）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（平七、三・旧第十八条繰下、平一六、三・旧第十九条繰下、平一七、三・改正）

（書類の整備等）

第二十一条の二 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び書類を備え付け、市長の定める期間保存しなければならない。

（平一七、三・追加）

（実施細目）

第二十二条 この規則の実施細目は、財政局長が定める。

（平七、三・旧第十九条繰下、平一六、三・旧第二十条繰下）

附 則

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行し、昭和五十五年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則（平七、三・改正）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平一六、三・改正）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平一七、三・改正）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平二四、三・改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平三一、三・改正）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令四、三・改正）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。


別記様式

6.5センチメートル

第 号
身 分 証 明 書
所 属
氏 名
年 月 日生

上記の者は、補助金等交付規則第21条の規定
に基づく検査に従事する者であることを証明
する。

年 月 日まで有効

仙台市長 

9
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

補助金等交付規則(抄)
(立入検査等)

第21条 市長は、補助金等に係る予算の執行の
適正を期するため必要があると認めるとき
は、補助事業者等から報告若しくは資料の提
出を求め、又はその職員にその事務所、事業
所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査
させ、若しくは関係者に質問させることがで
きる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携
帯し、関係者の請求があるときは、これを提
示しなければならない。

別記様式

(平7, 3・平17, 3・改正)